

ケース 1「アカデミック・ハラスメント」を考える

裁判年月日 平成 21 年 12 月 16 日
裁 判 所 名 岐阜地方裁判所

I. 事件の概要

本件は、原告が、国立 G 大学大学院修士課程在籍中、研究指導教員であった被告 A から休学を強要され、被告大学法人も、原告の被告 A の同行為を理由とした研究指導教員の変更申入れに応じなかったなどとして、被告 A 及び被告大学法人に対し、損害賠償を求めた事案である。

II. 判決主文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して、110 万円及びこれに対する平成 18 年 4 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。

III. 裁判所の判断

- (ア) 原告は、中華人民共和国の国籍を有し、平成 15 年 4 月、G 大学地域科学部の研究生となり、平成 16 年 4 月、同大学大学院地域科学研究科修士課程に入学した。
- (イ) 被告 A は、被告大学法人に雇用されている地域科学部の講師である。
- (ウ) 原告は、希望する分野を専門とする教員がいなかったため、隣接する分野を専門とする被告 A を研究指導教員とすることを希望した。
- (エ) 原告は、研究生時代、学部生が対象の基礎セミナーや学部ゼミに参加するなどし、被告 A から基礎的な教育を受けた。
- (オ) 被告 A は、研究生であった夏休み期間の間、原告に自己の研究の手伝いと原告に対する教育を兼ねて、草書体の中華民国時代の中国語でしたためられた日記を、現代中国語に引き直すという作業を行わせた。その作業量は、被告 A が行うとして、1 ページあたり 2 時間程度のものであり、原告は、本件作業に 1 日 8 時間程度を費やした。なお、被告 A は、本件作業にあたり、原告に日記に関する資料を与え、作業結果について、原告とともに議論し、解説するなどした。
- (カ) 被告 A は、修士課程 1 年次において、原告に対し、講読文献リストを作成し、文献講読の個人指導を実施した。
- (キ) 被告 A は、入学して半年後頃から、学力不足等の理由で繰り返し執ように休学を勧めるようになったが、原告はこれを拒んだ。

- (ク) G 大では、休学をした場合、その間の授業料は免除されるが、休学中も図書館の利用等、学生生活を送る上での便益は変わらず享受できている。
- (ケ) 原告と被告 A は、平成 17 年 6 月 19 日、修士論文に関して話し合い、被告 A は、原告に対して、同月 14 日の原告の研究報告で、原告が当該年度に修士論文を提出することが不可能であると判断したことを伝えた。その後、原告はゼミを欠席した。
- (コ) 原告は、大学院研究生への入学を取り持った同大名誉教授 B から修士論文のテーマを変更する助言を受け、平成 17 年 9 月 1 日、被告 A に新たなタイトルで当該年度に修士論文を提出することを報告すると、「バカ野郎」「頭おかしくないか」「貸していた本を返さないと窃盗罪で通報する」と言った。また、同日、深夜に至るまで数時間に及び休学に向けた説得を行い、休学に関する誓約書を書かせようとした。
- (サ) 被告 A は、平成 17 年 9 月 2 日、原告に対し、「学生は、指導教員の承認がなければ、休学も、退学することもできません。学生は、指導教員の承認がなければ、修士論文を提出することはできません。」「あなたにできる唯一のことは、ただ在籍し続けることだけであり、授業料不払いや修業年限のために、在籍することができなくなった場合、「除籍」になることしかできません。」などと記したメールを送った。
- (シ) 原告は、平成 17 年 9 月末頃、学部長 C に対し休学の強要や、研究図書の上げ等の被告 A の言動を説明し、研究室移動と研究指導教員の変更を申し入れた。
- (ス) 教務厚生員会は、平成 17 年 10 月 5 日、上記の申し入れを受け原告及び被告 A から事情を聴取したが、平成 16 ないし 17 年当時、「研究指導教官の変更届は、毎年 4 月 15 日までに行う。」と規定されていたため、研究指導教員の変更を行わなかった。
- (セ) 研究科委員会は、平成 17 年 12 月、原告の修士論文審査委員主査に被告 A を、同副査に教授 D 及び講師 E を選出した。なお、被告 A は、平成 14 年 12 月及び平成 17 年 7 月に研究指導教員の資格審査においてその資格を認められていなかったが、学則に規定される「必要があるときは、助教授、講師又は助手に研究の指導及び授業を担当させることができる。」が適用された。
- (ソ) 原告は、平成 18 年 1 月 13 日付けで修士論文を提出したが不合格となった。
- (タ) 被告 A は、学力不足を理由に休学を勧めていたが、原告は、平成 18 年 3 月の修士課程 2 年次終了時において 30 単位を修得していた。これらの単位のうち、平成 17 年度前期の被告 A が担当した科目（4 単位）の成績は可であり、これを除く 26 単位の成績はすべて優であった。
- (チ) 原告は、平成 18 年 4 月から本研究科地域文化専攻の言語学の F 准教授の指導を受け、言語学に関する修士論文を作成し、平成 19 年 3 月に修士課程を修了した。

■このケースについて次の問いに答えてください。

- ① この事案で、アカハラが認定されたポイントを挙げてください。
- ② この事案で、大学法人が連帯して責任を負うことになったのは何故でしょうか？
- ③ この様な事案を起こさないためのマネジメント（施策）を具体的に示してください。

ケース1「アカデミック・ハラスメント」を考える

■このケースについて次の問いに答えてください。

- ① この事案で、アカハラが認定されたポイントを挙げてください。
- ② この事案で、大学法人が連帯して責任を負うことになったのは何故でしょうか？
- ③ この様な事案を起こさないためのマネジメント（施策）を具体的に示してください。

ケース2「学生へのセクシャル・ハラスメント」を考える ver. 2

【※本文書は、愛媛大学教育企画室阿部克伸が公開されている判例を参照し要約したものである。】

裁判年月日 平成 17 年 04 月 07 日
裁 判 所 名 東京地方裁判所

I. 事件の概要

本件は、原告（留学生）が、被告（担当教授）から、複数名での懇親会の後、二人でホテルのラウンジにおいて飲もうと誘われ、これに応じたところ、帰宅するまでの間に、卑猥な言葉をかけられたり、数回にわたり胸を触られるなどされ、さらに、その後、ゼミにおいても冷遇されるなどのセクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）を受けたなどとして、担当教授に対しては、当該セクハラ行為等を不法行為で、被告大学については、良好な研究・学習環境を提供すべき信義則上の義務の違反があるとして、それぞれ 1200 万円の損害賠償を求めた事案である。

II. 判決主文

- 1 被告は、原告に対し、金 230 万円及びこれに対する平成 11 年 5 月 18 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 原告の被告に対するその余の請求及び被告大学に対する請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告と被告大学との間では、原告の負担とし、原告と被告との間では、これを 3 分し、その 1 を同被告の、その余を原告の各負担とする。
- 4 この判決第 1 項は、仮に執行することができる。

III. 裁判所の判断

- (ア) 原告は、平成 11 年 3 月上旬、被告大学の博士課程を受験し、不合格となり、翌年度の再受験に備え、平成 11 年 4 月から、被告が担当するゼミの科目等履修生となった。
- (イ) 平成 11 年 5 月 18 日、被告は、本件ゼミ終了後、原告と大学院生 C を誘い被告大学近くの寿司屋で飲食した際、自分が不合格としたこと、不合格とした理由等を述べ、来年はなるべく入れたいと話した。
- (ウ) 3 名での飲食終了後、被告が原告に対し 30 分くらいつきあうように誘い、原告はやむを得ず応じ、ホテルのラウンジ（10 階）で話をすることとなった。
- (エ) 被告は、ホテルのエスカレーター内で原告の肩に手を置いたほか、酒を飲みながら、原告と性的関係を望んでいるような発言をした。
- (オ) 被告は、自分と原告の荷物を持って先にタクシーに乗り込み、その荷物を自分の膝の上に置き、原告のマンションまで同乗した。
- (カ) タクシーが原告のマンション近くに着いた後、被告は、原告とともに下車し、マンションの入口付近で原告に抱きつき、胸を触るなどし、原告が、こんなことをしていいのかというと、荷物を渡し再びタクシーに乗って帰った。
- (キ) 原告は、平成 11 年 9 月 27 日、被告にこれまでの謝辞等を書いた手紙を出し、ゼミの履修等を中止し、翌年度の博士課程の受験を断念し、別の大学院を受験した。（結果は、不合格）
- (ク) 被告大学では、平成 11 年 2 月 23 日付けでセクハラ防止指針を定めた上、相談員の配置、防止対策委員会等の設置をするなどしている。
- (ケ) 原告は、平成 11 年 10 月 27 日、セクハラ相談員である人文研究科教授 E と D 助教授に対して、被告によるセクハラ被害の申出を行い、両名は、被告から事情を聞いた上、これをセクシュアル・ハラスメント防止対策委員会に報告し、以後、規定に基づいた調査が行われ、停職 3 ヶ月とすることが決定された。
- (コ) また、大学評議会は、懲戒処分執行後も、約 3 年間にわたり教育活動の停止及び教授会への出席等大学運営への参加を停止する措置をとった。
- (サ) 被告は、これに対し、人事院に不服申し立てを行ったが、人事院は、平成 15 年 6 月 27 日、上記懲戒処分を承認する旨の判定をしたので、同処分の取消訴訟を提起した。（平成 15(行ウ)「懲戒処分取消等」東京地方裁判所、平成 17 年 6 月 27 日）

IV. 量刑の事情

1. 被告の主張

- (1) 原告の供述は変遷しており、その他関係者の供述も含め信憑性がないこと。
- (2) 身体的接触は、励ましのつもりで軽く体を抱きしめただけであること。
- (3) 酒の影響で意識が朦朧としていたこと。
- (4) 原告は、セクハラを受けたという同日以降も、ゼミに参加しており、特段変わった様子を見せず、セクハラ行為を受けたようなことをうかがわせる点がないこと。
- (5) 原告が、セクハラ行為について D 助教授らに相談したのは、別な大学院を受験するために便宜上でたものであること。
- (6) セクハラ等を行ったことはないが、仮に不法行為となり得るとしても、公務員が職務上行ったものであるから、国家賠償法により民事賠償責任を負わないこと。

2. 量刑に対する斟酌 省略

■このケースについて次の問いに答えてください。

- ① この事案で、セクハラが認定されたポイントは何でしょうか？
- ② この事案で、大学に対する請求が棄却されたポイントは何でしょうか？
- ③ （サ）にある裁判では、懲戒処分(停職 3 ヶ月)の取り消し事由は存在しないとしながらも、被告大学には、原告に対し慰謝するための金額として 100 万円を払うことが命じられました。何故でしょうか？
- ④ この様な事案を起こさないためのマネジメント（施策）を具体的に示してください。

ケース2「学生へのセクシャル・ハラスメント」^{Ver.2}を考える

■このケースについて次の問いに答えてください。

- ① この事案で、セクハラが認定されたポイントは何でしょうか？

- ② この事案で、大学に対する請求が棄却されたポイントは何でしょうか？

- ③ （サ）にある裁判では、懲戒処分(停職3ヶ月)の取り消し事由は存在しないとしながらも、被告大学には、原告に対し慰謝するための金額として100万円を払うことが命じられました。何故でしょうか？

- ④ この様な事案を起こさないためのマネジメント（施策）を具体的に示してください。